

東京航空局 入札監視委員会再苦情処理会議 審議概要

開催日及び場所	平成24年3月19日(月) 九段第二合同庁舎地下1階会議室			
委員	委員長 浅野 正一郎(国立情報学研究所教授) 委員 廣渡 鉄(弁護士) 委員 高田 和幸(東京電機大学理工学部准教授)			
再苦情対象件数	総件数1件(備考)			
契約方式	件数			
建設コンサルタント業務等				
① 一般競争入札方式	1件			
② 公募型競争入札方式				
③ 簡易公募型競争入札方式				
④ ②及び③以外の指名競争入札方式				
⑤ 公募型プロポーザル方式				
⑥ 簡易公募型プロポーザル方式				
⑦ 標準プロポーザル方式				
⑧ 参加者の有無を確認する公募型手続きを行った契約 ア プロポーザル方式へ移行したものの イ ア以外のもの				
⑨ 随意契約				
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式	内容等
	H24.2.22	東京航空交通管制部庁舎改修実施設計	一般競争入札方式	当局において発注した本件について、申立者が低入札価格調査の途中段階で辞退したことから、指名停止の措置を講じたところ、申立者から指名停止措置の取消しを求める苦情申立てがあり、申立てに対し当局から回答を行ったが、納得ができないとして再苦情の申立てがあったものである。
		意見・質問		回答
各委員からの意見・質問、それに対する東京航空局の回答等		別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容		別紙意見書のとおり		

意見・質問	回 答
<p>・入札者心得は他の政府系機関でも入札後に異議の申立てが出来ない部分を含め共通のものが使用されているのか。</p> <p>・指名停止の対象区域について、東京都以外に長野県など関東甲信越の各県まで対象となっているが、こういった基準で範囲を決めているのか。</p> <p>・低入札価格調査に係る履行期限の延長について、仕様書に書かれている例を見たことがあるか。</p> <p>・申立者からの辞退届は、入札を辞退したとあり、東京航空局の指名停止通知書では、低入札価格調査の辞退という記載になっているが、どちらが正しいのか。</p> <p>・再苦情申立書の申立て理由に、【「当該調査に時間を要したことを理由に履行期限が延長されるものではない」とありますが、入札説明書には何も記載されておらず、入札者心得においても明確な記載がされておりません。】とありますが、これについてはどうですか。</p> <p>・再苦情申立書の申立て理由に、【相談をしたところ辞退もある】とあるが、その時の相談はどういうことだったのか。</p> <p>・【弊社も貴局に迷惑に係るという思いで】とあるが、どのように受け止めているか。</p>	<p>・他省庁までは承知していないが、国土交通省航空局関係では共通のものを使用している。</p> <p>・航空局所掌指名停止等の措置要領別表3の地域区分に従い範囲を設定している。</p> <p>・私どもは見たことがありません。</p> <p>・申立者から入札書が提出され、開札後に落札者の決定を保留している段階であるため、入札書の取消し（入札の辞退）はできません。また、落札決定後の辞退ではないため、契約締結を辞退したものではありません。よって、低入札価格調査を辞退したものととして取扱いました。</p> <p>・低入札価格調査については、会計法令によって規定されており、その基準の取扱い、その事務手続きについても、市販の図書等において明らかにされています。入札者心得及び入札説明書においては、関係法令に定めるもののほか、入札者心得や入札説明書によるものとする表記していることから、低入札価格調査に関する必要なところは会計法令等の引用で説明させて頂いているところです。履行期限については、こういう場合は延ばしますとか延ばしませんといった表記はしていませんが、延ばすことができないのが基本だと思います。また、入札者心得に疑義がある場合は事前に関係職員に説明を求めることができるかと書いており、入札を保留した際にも資料提出を含め概ね2週間程度を目安に調査結果を連絡する旨を入札参加者へお話しさせて頂いていることから、当然、そのあたりも踏まえながら調査に協力してもらっているものと理解していた。</p> <p>・2月1日の面談の際に履行期限の延長を打診され、認められないことを伝えたところ、辞退は可能か質問があった。可能であるがその際には、指名停止措置を取らざるを得ないことを申し伝えた。辞退の話はその時しか無く、そのことを言っているのだと思う。</p> <p>・履行期限内に業務が完了しないと、受注できたとしても、結局東京局に迷惑がかかることになると思われたかもしれない。</p>

・低入札価格調査において、申立者の対応が不誠実であるとした理由は何か。

・再苦情申立事案の審議結果は、後日、「意見書」として東京航空局長へ報告します。

・低入札価格調査において、履行の確実性を確認するため、配置予定技術者の所属先や再委託先の業務内容について報告を求めていましたが、回答がないまま辞退届が提出されたため、調査に協力しなかったものとして不誠実な行為としました。